

事例対応会議に係る申合せ

平成 28. 4. 26 制定
改正 平成 28. 12. 27
平成 29. 4. 25

第 1 病院長は、必要時には事例対応会議を招集し、事実確認を行うとともに病院としての調査方針等を決定する。

第 2 病院長は医療事故調査専門委員会審議後の報告を受け、あるいはその後の討議の結果にて、病院としての責任の有無及び対応等に係る判断を行う。過失が明らかな事例、判断が困難な事例、患者・家族への慎重な対応が必要な事例などでは、病院長が議長を務める事例対応会議を開催し、協議のうえ対応策を決定する。会議には副病院長並びに医療の質・安全管理部長を参加させることができる。

また、医療事故調査専門委員会以外で審議された問題事項についても、担当会議や委員会の報告を受けた後、同様の手続きにて事例対応会議を開催し、病院の方針を決定するものとする。

第 3 病院長は、医療事故調査専門委員会の報告を受けた結果、当該事例に明らかな過失がないと判断した場合、患者・家族の理解が得られている場合などには、副病院長(医療安全担当)、医療の質・安全管理部長に命じて、医療事故調査専門委員会の結論に基づき、病院としての対応案を作成させることができる。

附 則

- 1 この申合せは、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 医療事故調査専門委員会審議後の判断等に係る申合せ（平成 27 年 8 月 11 日制定）は、廃止する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。